HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	規約
著者	
引用	北海学園大学大学院経済学研究科　研究年報(13)
発行日	2013-03-31

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

『北海学園大学大学院経済学研究科研究年報』規約

第１条　（発行主体）

『北海学園大学大学院経済学研究科研究年報』（以下，研究年報）は，北海学園大学大学院経済学研究科（以下，経済学研究科）の名において発行される。

第２条　（発行責任）

研究年報の発行責任は研究年報編集委員会が負う。研究年報編集委員は発行年度の経済学研究科教務委員とする。また，研究年報編集委員長は経済学研究科長とする。

第３条　（発行回数）

研究年報は，原則として年１回，発行する。

第４条　（掲載資格者）

第１項　研究年報の掲載資格者は，単著については次のとおりとする。

⑴　経済学研究科修士課程及び博士（後期）課程に在学する大学院生。

⑵　経済学研究科修士課程及び博士（後期）課程を修了した者。（博士（後期）課程単位取得満期退学者を含む。）

⑶　その他，研究年報編集委員会が経済学研究科委員会の承認を経て掲載を認めた者。

第２項　共著の掲載については，前項１号に該当する者が少なくとも共著者の一人であることを要件とする。

第５条　（掲載内容）

研究年報の掲載内容は，次のものとする。

⑴　論文

⑵　研究ノート

⑶　資料

⑷　翻訳

⑸　その他

第６条　（著作権）

第１項　研究年報に掲載された論文などの著作権（著作財産権，Copyright）は，経済学研究科に帰属する。

第２項　ただし，研究年報に記載された論文などの執筆者が，その論文などをもとにした著作・論文集を刊行する場合，経済学研究科は無条件でこれを認める。この場合，執筆者は経済学研究科について許可を求める必要はないものとする。

附　則

この規約は，平成 21 年 7 月 1 日から施行する。